

特集 介護保険制度が変わります

介護保険制度の変遷

介護が必要な人が適切なサービスを受けられるように、社会全体で支え合うことを目的とした介護保険制度。平成12年にスタートしたこの制度は平成17年から3年ごとに改正されてきました。今回はその見直しにあたります。

現在の日本では、年金や医療、介護といった社会保障給付費が過去最高を更新し続けていますが、2025年には団塊世代（1947年～1949年生まれ）が75歳以上となり介護や医療のニーズがさらに高まることが予想されます。

本市でも、制度開始時は約7千人だった要介護認定者数が、平成28年度には1万9千人を超え、サービス給付費も倍以上に増加しています。

また、今後少子化により高齢者1人を支える労働人口が減っていくことが予想されています。

平成29年5月に改正介護保険法が成立し、一部を除き、平成30年4月から制度が変更されます。今回は、その変更点についてお伝えします。

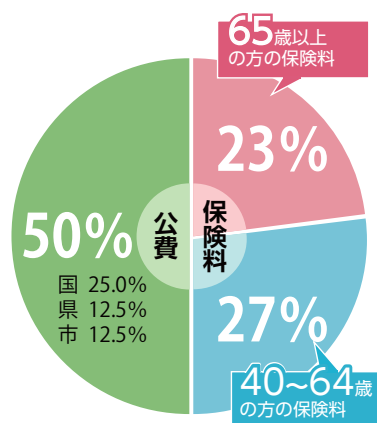


図1. 介護保険の財源

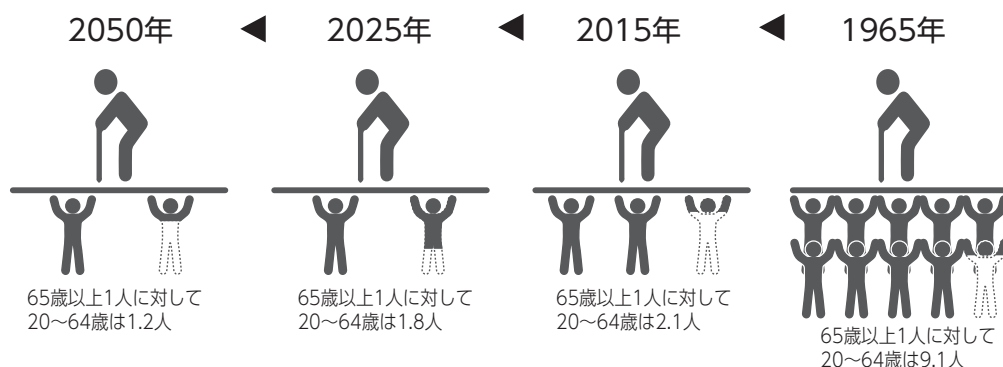


図2. 高齢者1人を支える労働者人口

出典：総務省「国勢調査」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位）、厚生労働所「人口動態推計」

変更される内容

①地域包括ケアシステムの推進

介護病床にかわる「介護医療院」や介護と障害の「共生型サービス」等、地域包括ケアシステムをさらに推進する制度へ改正します。

②介護保険制度の持続可能性の確保

高所得者の費用負担割合や高額医療合算介護サービスの自己負担上限額を変更し、持続できる制度へ改正します。

③その他の変更

福祉用具貸与の見直しや、住宅改修の見積書の変更、要介護認定業務の簡素化、介護報酬の改定など、よりよい制度となるよう改正します。

介護保険制度の主な変更点

高所得者の負担を2割→3割へ

変更時期 平成30年 8月～

現役並みに所得がある65歳以上の方の、介護サービスを利用したときに支払う費用の負担割合が、3割負担となります。



所得基準	負担割合
本人の合計所得 220万円 以上で、 65歳以上の年金収入＋その他の合計所得の世帯合計が ・1人の世帯 340万円 以上（年金のみなら343万円以上） ・2人以上の世帯 463万円 以上	2割 → 3割
本人の合計所得 160万円以上で、 65歳以上の年金収入＋その他の合計所得の世帯合計が ・1人の世帯 280万円以上 ・2人以上の世帯 346万円以上	2割
以上にあてはまらない方および40～64歳の方	1割

※毎月の負担上限額は、これまでと変わらず44,400円です。

高額医療合算介護サービスの自己負担上限額の変更

変更時期 平成30年 8月～

医療保険と介護保険の負担額の合計（世帯）が自己負担上限額を超えた場合、申請すると超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

この自己負担上限額と所得区分が、下記のように変わります。

高額医療合算介護サービス費の対象

医療保険分

通院・入院費用など



介護保険分

介護サービスの費用

高額医療合算介護サービスの自己負担上限額

区分（年収）	上限額
課税所得 690万円 以上	67万円 → 212万円
課税所得 380万円 以上 690万円 未満	67万円 → 141万円
課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
課税所得 145万円未満	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯（年金収入80万円以下）	19万円

福祉用具貸与の見直し

変更時期 ①② 平成30年 10月～、③ 4月～

- 福祉用具の貸与価格に上限を設定
- 全国平均と実際の価格、両方の説明を事業者には義務化
- 機能や価格帯の異なる複数商品の提示を事業者には義務化



介護サービス費用の変更

変更時期 平成30年 4月～

介護報酬が全体で0.54%上がり、介護事業所へ支払う費用が一部を除き変更になります。

要介護認定業務の簡素化

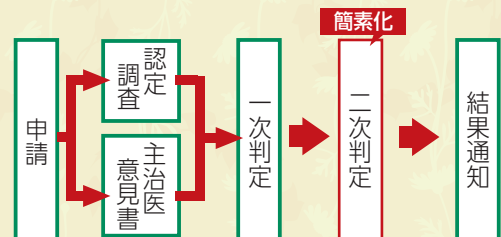
変更時期 平成30年 4月～

- 認定（更新）の有効期間を延長

最大 **24** カ月 → 最大 **36** カ月

- 認定業務の簡素化が可能に

介護認定審査会の二次判定を簡素化することができるようになり、結果通知までの時間が短縮されます。



<①②が適用できる条件>

- 更新申請であること
- 前回の認定有効期間が12カ月以上であること など

